

東日本大震災に罹災した入学希望者に対する授業料減免措置について

産業技術短期大学

1. 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により罹災した入学希望者の勉学を経済的に支援することを目的とする。
2. 本学に入学を希望する者で、災害等による家屋の全壊・流失、家計支持者（保護者等）の死亡などの場合に、申請により授業料を減免する。
3. 罹災した入学希望者は、所定の申請用紙を、保証人連署のうえ、罹災証明書、死亡診断書などを添付して提出する。
4. 申請に対し事務局は審査を行い、学長が決定する。

5. 減免の基準

	罹災の状況	減免措置
①	家屋が全壊・流失・全焼した場合	授業料を2年間免除
②	家計支持者(保護者等)が死亡または行方不明の場合	授業料を2年間免除
③	家屋が半壊・半焼した場合	授業料の2分の1を2年間減額

※ただし入学金、学園維持金および諸経費は必要。

6. 申請書類

下記の書類を出願書類とともに本学へ郵送するかまたは直接持参すること。申請書類を提出した入学希望者は入学検定料を免除する。

なお、申請は合否発表後も受け付けるが、その場合、入学検定料は申請書類提出後に返還する。

- (1) 東日本大震災授業料減免申請書 ※本学様式
- (2) 罹災証明書（写）
- (3) 減免の基準②に該当する場合は (1)・(2) に加え、下記の書類
死亡診断書（写）、行方不明者届出・未発見証明書（写）等

7. 問い合わせ先

産業技術短期大学 入試広報課

電話06-6431-7022